

事 務 連 絡
令和3年9月1日

介護サービス事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長

介護サービス事業所と入居者等の間で取り交わす書面に係る
押印等の取扱いについて(通知)

日頃から、本市高齢福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

事業所と入居者等の間で取り交わす書面に係る押印等の取扱いについて、令和3年基準条例改正や全国的な押印廃止の流れを踏まえ、別紙1のとおりまとめましたので、通知いたします。

また、事業所から市へ提出する申請書等の押印については、別紙2（6月にメール配信している内容の写し）のとおりとなりますので、参考として送付いたします。

(高齢者事業推進課事業者指導係 担当)

電 話 : 044-200-2910

F A X : 044-200-3926

メール : 40kosui@city.kawasaki.jp

別紙 1

介護サービス事業所と入居者等の間で取り交わす書面に係る押印等の取扱いについて

1 電磁的記録等について

令和3年4月基準条例改正において、介護サービス事業所が作成する書面のうち、基準条例において規定されているすべての書面は、書面に代えて、電磁的記録によることができることとなりました。

その際に、交付、説明、同意、承諾等に係る書類について電磁的記録等により行う場合には、相手方の承諾を得て行うこととしています。

2 押印について

基準条例等において、説明や同意が必要となる書面の説明や同意の方法（押印しなければならない等）については規定されておられませんので、入居者等に説明したことや同意があったことが確認できれば差し支えありません（①記名・押印、②署名、③説明や同意があったことを記録に残すなど）。

なお、押印の効力等については、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照してください。

上記のとおりとなるため、各種書面の具体的な扱いについては、

- 基準条例において規定されている書面（重要事項説明書やサービス計画書）については、押印は必須でないほか、電磁的方法によることも可能です。

なお、例えば重要事項説明書の場合、基準条例において、「入所者等に重要事項の説明を行い、サービスの提供に同意を得る」旨規定されており、引き続き入所者等への説明等は必要ですので、書面への署名、記名・押印又は記録に残す等により、実地指導の際に確認できるようにしてください。

- 基準条例において規定がない書面（領収書や契約書等）については、介護保険関係法令には、規定がありませんので、他法（民法や会計関係の法令など）の規定によります。他法に特段の規定がない場合には、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」のとおりとなります。

3 参考 関係法令等

※参考として、指定介護老人福祉施設の基準条例と省令の解釈通知を抜粋して掲載しています。どのサービスも概ね同内容の規定となっておりますが、サービスにより異なる部分もありますので、各サービスの条例等を確認してください。

○川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

第56条 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(抜粋)

第6 雑則

1 電磁的記録について

基準省令第50条(※本市条例56条)第1項は、指定介護老人福祉施設及び指定介護福祉施設サービスの提供に当たる者(以下「施設等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、施設等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) その他、基準省令第50条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

2 電磁的方法について

基準省令第50条第2項は、入所者及びその家族等(以下「入所者等」という。)の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- (1) 電磁的方法による交付は、基準省令第4条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- (3) 電磁的方法による締結は、入所者等・施設等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。

- (4) その他、基準省令第50条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。